

お 答 え

最近寄せられた『よくある質問』集—その73—

①代金を徴収するコーヒーは賃金?

問① 当社では、オフィスにコーヒーサーバーを置き、社員が自由に飲めるようにしたところ、コーヒーを飲まない社員から、「無料提供は不公平」との声が出たため、1杯10円を徴収することを検討していますが、何か問題はありますか。

答① 賃金とは、労働基準法11条で「労働の対象として支払われる全てのもの」とされており、実物給与も一定の要件を満たせば賃金となります。ここで、労働者に供与された物が実物給与とみるかどうかについて

は、「労働者より代金を徴収するものは、原則として賃金ではないが、その徴収額が実際費用の3分の1以下であるときは、徴収金額と実際費用の3分の1との差額部分については、これを賃金とみなすこと」(昭22・12・9基発452号)

とされており、御社の場合、費用の3分の1相当額を徴収するため、コーヒーを賃金として扱わなくともよい(福利厚生)と考えられます。ですから、例えば、1杯5円しか徴収しない場合には、費用の3分の1との差額の5円が賃金とみなされます。

また、飲んだコーヒーの杯数を記録し、月締めで賃金から控除する場合には、労働者の過半数で組織する労働組合又は労働者の過半数を代表する者との賃金免除協定が必要となりますので、ご留意ください。

* * *

問② このたび、クレーン運転の作業員を採用したところ、資格証を紛失したことがあります。資格証を再交付する方法はありませんか。

答② 労働安全衛生法61条では、クレーン、フォークリフト、車両系建設機械の

とされており、御社の場合、費用の3分の1相当額を徴

運転等の業務で政令(同法施行令20条)で定めるものについては、資格を有する者でなければ就かせてはならないと規定されています。

ここで、クレーンの運転の業務の資格は二種類あり、つり上げ荷重5トン以上の床上操作式クレーン(床上で操作し運転者が荷とともに移動する方式のクレーン)は、クレーン・デリック運

転士免許を受けた者又は床上操作式クレーン運転技能講習を修了した者が運転でき、つり上げ荷重5トン以上の床上操作式以外のクレーンは、クレーン・デリック運転士免許を受けた者が運転できるとされています。

機関は多く、愛知県内でも6機関ありますので、その作業員と技能講習と一緒に受講した同僚等に確認する必要があります。

例外として、その登録教習機関が技能講習の業務を廃止した場合で技能講習修了証明書発行事務局に帳簿が引き渡されている場合に

ク運転士免許であれば、国家資格ですから、作業員の免許証を交付した都道府県を管轄する労働局に申請すれば、免許証が再交付されます。

ク運転士免許であれば、国家資格ですから、作業員の免許証を交付した都道府県を管轄する労働局に申請すれば、免許証が再交付されます。登録教習機関が分からぬ場合には、同事務局に「資格照会」をすることにより分かる場合があります。

同事務局から技能講習修了証明書が交付され、登録教習機関が分からぬ場合には、同事務局に「資格照会」をすることにより分かる場合があります。

同事務局から技能講習修了証明書が交付され、登録教習機関が分からぬ場合には、同事務局に「資格照会」をすることにより分かる場合があります。

「労働安全衛生法関係の免許申請・技能講習案内」はコチラ



は、同事務局から技能講習修了証明書が交付され、登録教習機関が分からぬ場合には、同事務局に「資格照会」をすることにより分かる場合があります。

同事務局から技能講習修了証明書が交付され、登録教習機関が分からぬ場合には、同事務局に「資格照会」をすることにより分かる場合があります。

同事務局から技能講習修了証明書が交付され、登録教習機関が分からぬ場合には、同事務局に「資格照会」をすることにより分かる場合があります。